

ヒアリングを踏まえて、産業廃棄物行政において 税という手法を用いることについて整理すべき論点

1 産業廃棄物行政の手段としての税の目的及びその用途について

【検討会における意見】

- ・ 財源目的で課税するという説明は、そうすることがいいかどうかは別にして分かりやすいが、結果として発生抑制の効果があるという説明は根拠があるのか。
- ・ 発生抑制を税目的にした場合には、県内の処分だけではなく、県外で処分されたものも含め県内で発生する産廃の発生抑制も制度の視野にいれるべきという議論がある。
- ・ 発生抑制という観点で課税するのであれば、県外に搬出されるものについてどうして課税をしないのか。
- ・ 産業廃棄物中の資源化されない廃棄物の排出抑制を特に図るため、排出事業者に納税義務を発生させ、その責任を直接問うことにすると、罰金的税金になっていると思うが、一方で、条例本文には、そのような記述は無い。経済学者から見ると別に不思議ではないが、税法学者から見ると、税金というのは罰金ではあってはならないとの論理がある。各団体の条例では、この点をどうクリアしているのか。
- ・ 発生抑制、再使用、再生利用の拡大を目的とするならば、税導入前と比較して導入後には減量化したほうが得であると事業者が判断する損益分岐点を税率にする必要があるが、トン当たり千円で目的に適うのか。
- ・ 税収用途について、どうやって公平かつ効率的に一番いい使われ方をするのが、納税者にとって重要な視点。
- ・ 三重県の税収の用途に廃棄物処理センター適正処理支援等事業費（最終処分場周辺の環境整備）とあるが、公共の施設だけでは限界があり、民間も含めて設置促進しなければ、枯渇化する最終処分場の確保につながらない。税を財源とする政策は公共関与処分場と同様に優良な民間処分場の設置促進のための周辺整備にも充てられるべき。

【論点】

(1) 産廃行政の手段としての税とその目的

産業廃棄物は排出事業者が処理責任を担うとする以上、処理する場所の選択・確保は排出事業者が行う。そうすると、排出事業者がこの責任をきちんと果たし、適正に処理される限り、都道府県の区域を越えて処理されるかどうかは問題とならない。一方で、発生した産業廃棄物が処分される場所の都道府県の立場にたて考えれば、監視その他の適正処理を確保するための行政事務を実施するコストが大きくなる。

そのような処分される場所の都道府県の立場にたって、このような監視等の行政事務、産業廃棄物の処分量をより減量化させるリサイクルなどを促進する施策や処理業者の優良化、その他の適正処理を確保するための施策を行うのに必要な財源に充てるため税を徴収することは（産業廃棄物の処理という特定の分野に課税としても）合理的ではないか。

そして、課税によって副次的に発生抑制効果も期待されるほか、発生抑制等以外の好ましからざる課税回避行動についても考慮し、対処していくことが必要となるということではないか。

現在、地方公共団体で導入されている産業廃棄物に係る税は目的税（特定財源）であり、上記の理由から目的税として産業廃棄物行政の財源とすることは合理的であると考えられるが、普通税（一般財源）とすることについて、どう考えるべきか。産業廃棄物政策の手段として税という手法を考えるのであれば、目的税が適当ではないか。

(2) 不法投棄対策と税の関係

現在導入されている産廃税については、税収を不法投棄の監視・指導に要する費用にも充当するものがあるが、不法投棄の原状回復に充当するという点についてはどう考えるべきか。

最終処分場等の処理施設への搬入に着目して課税する場合、不法投棄が行われた場合には課税することは困難で、納税した者との間で経済的な不公平が生ずるが、このような不公平を解消できるようにすることが望ましいのではないか。そのために、どのような方策が考えられるか。

(3) その他

産廃税の用途について、産業廃棄物処理施設の整備促進のための施策に充てる場合、優良な産業廃棄物処理施設の周辺の環境整備に充てることとすべきであり、公共関与による施設、民間の施設のいずれについても、同様の取扱いとすべきではないか。

2 制度導入の効果と影響について

【検討会における意見】

- ・ 課税対象となる産業廃棄物の量は減少しているが、流入抑制や追い出し効果などの影響は、まだ不明。不法投棄を誘発することも現在のところないと考えられる。
- ・ 国における議論なので、日本がアジアの中、世界の中でどういう廃棄物政策のスタンスをとるかということをおぼろげに忘れない。産業廃棄物税は目に見えるものにかかるが、目に見えないフローもあり、課税すると、目に見えないものの流れが玉突きで変わり、産廃が海外に流出するなどの可能性がある。このようなことを考慮し、世界との整合性を考えていく必要がある。
- ・ 静脈産業の市場が健全化されていない状態で課税すると、排出事業者が中間処理業者や最終処分業者に税相当額の処理料金の減額を迫る。また、最終処分場が枯渇化しているため、市場で最終処分業者が中間処理業者より優位に立つ。このようなことから、むしろ産業廃棄物の減量化をビジネスとする中間処理業者、特に優良な業者を痛めつける結果になりかねない。
- ・ 発生抑制、再使用、再生利用の拡大を目的とするならば、税導入前と比較して導入後には減量化したほうが得であると事業者が判断する損益分岐点を税率にする必要があるが、トン当たり千円で目的に合うのか。

【論点】

(1) 効果と影響

制度の導入により税収が得られることで、産業廃棄物施策が充実でき、その施策による効果が得られると考えられるが、施策がどのように充実され、どのような成果が得られたかを評価する必要がある。

副次的に発生抑制やリサイクル、その他の減量化が進むことが期待できるが、トン当たり千円の課税の場合、実際どうなるのか。トン当たり千円の課税で排出事業者が減量化する以前に、課税していない他の都道府県の処分場に流れるのではないのか。

中間処理施設にどのような影響が具体的にあらわれるのか。

(2) 国として考えるべきレベルのもの

全国的に導入が進むことで、課税による影響により産業廃棄物が海外に流出する可能性も考えられることから、その予測と対応策を考えるべきではないか。

廃棄物に課税することでの県外への流出や不法投棄へ流れるなどの課税回避行動を予測し、好ましくないものについては産業廃棄物施策において、その対策を考えるべきではないか。トン当たり千円の課税で排出事業者が減量化するとしても、それ以前に非課税の都道府県の処分場に流れるのではないか。

廃棄物に課税することでの県外・海外への流出や不法投棄へ流れるなどの課税回避行動とその対策を考えるべきではないか。

3 課税という手法の対象の設定について

【検討会における意見】

- ・税の原則から言うと、製造段階で課税するものは国税に、消費段階に課税する税金なら地方税になじむ。なぜなら、ものの製造段階に課税すると、地域的偏在がおきるので、都道府県で課税する場合は、中間の取引段階で課税するのが原則である。この発想方法でいうと、産業廃棄物については、中間処理業者が引き取った段階で課税することになるので、三重県の税は、税の考え方からいうとややぎりぎりであるが、おかしくはない。
- ・税を処分料金に転嫁できない状況が、まさに業界の正常化が進んでいない実態であり、脆弱な処理業者の育成が進まない中で、発生抑制の観点から課税するのであれば、排出者に課税すべき。
- ・排出事業者からの徴収は困難とのことだが、廃棄物の発生時点で発行されるマニフェストの管理だけで十分に課税できると思う。公平性を保つのであれば自ずから出した時点で課税する必要性がある。

【論点】

発生から最終処分までの一連の廃棄物処理の中で、どの段階で、誰に課税すると、産業廃棄物政策上どのような効果と影響があると考えられるか。

多量排出事業者に限って課税すること、処理プロセス段階で税率を変えることは、産業廃棄物政策上、どのような効果と影響が考えられるか。

4 その他の政策上の留意事項

【検討会における意見】

- ・発生抑制、再使用、そして再生利用の拡大を目的に税率を設定するならば、税導入前と比較して導入後には減量化したほうが得であると判断される損益分岐点が、たったキロ1円であるとしたことになるが、それは廃棄物の種類によってかなり違うと思う。
- ・廃棄物処理法の厳格な運用、自主情報公開制度、環境経営への取組の促進、産業廃棄物税という経済的手法を組み合わせることで相乗的な効果を追求することが肝要。

【論点】

例えば、安定型の産業廃棄物の最終処分料金と管理型の産業廃棄物の最終処分料金には大きな格差があるが、このような種類による違いを考慮せず、税率をトン千円とすることは、産業廃棄物政策上、どのような効果と影響が考えられるか。

産業廃棄物の処理プロセス段階で税率を変えたりすることは、産業廃棄物政策上、適切か。